



市 からの 連絡 帳

8月は、市民税・都民税 普通徴収第2期の納期です。
 ～納付には、便利な口座振替を～
 ◆納税課 ☎(☎042-460-9832)

税・年金など

市税の夜間納付相談窓口

仕事などで日中に来られない方のために「夜間納付相談窓口」を開設しています。
時 8月2日(火)・18日(木)午後5時～8時
場 納税課(田無庁舎4階)
 ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税の納付・相談、納付書の再発行など
 ◆納税課 ☎(☎042-460-9832)

事業主の皆さんへ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

□**特別徴収とは** 事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引いて納入していただくもので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間がありません。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの市区町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にできます。

特別徴収による納付が原則ですので、事業主の皆さんは準備をお願いします。



個人住民税PRキャラクター ぜいきりん

◆市民税課 ☎(☎042-460-9827・9828)

「払いたかったのに…」と思っている国民年金保険料はありませんか

過去2～5年間の納め忘れ(一部免除含む)は、平成30年9月までに申し出があれば納められます(後納制度)。

納付を希望する場合は、年金事務所へ申込書の提出が必要です。

支払いでは当時の保険料に、経過した期間に応じた加算額が上乗せされます。詳細は☎へお問い合わせください。

※高齢基礎年金受給者は利用不可
 ※2年以内の納付書は年金事務所再発行可。

行可。加算額は付きません。
 ※使用期限が過ぎた納付書は利用できません。

☎武蔵野年金事務所
 (☎0422-56-1411)
 ◆保険年金課 ☎(☎042-460-9825)

福祉・子育て

障害福祉課窓口到手話通訳者を配置

各庁舎での手続き・相談などで必要な場合に手話通訳をご利用ください。

□8・9月の手話通訳者配置日程

日程	場所
8月10日(水)	保谷庁舎1階
24日(水)	田無庁舎1階
9月14日(水)	保谷庁舎1階
28日(水)	田無庁舎1階

※いずれも午後1時～5時
 ※配置日以外にも手話通訳者などの派遣を行っています。詳細は、お問い合わせください。

◆障害福祉課 ☎(☎042-438-4034)

移送サービス 「ハンディキャブけやき号」

車いすのまま乗車できる自動車の無料運行・送迎サービスを行っています。

対 ●歩行が困難で車いすなどを利用している方

●重度の視覚障害者で、在宅の方
 内 保谷庁舎を中心に半径30km以内
 ※有料道路などは利用者負担。要付き添い。利用条件などあり

申 電話で☎へ
 問 NPO法人ひらけごま
 (☎042-425-3153)

◆障害福祉課 ☎(☎042-438-4033)



年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者対象)の申請受付終了

7月29日(消印有効)をもって申請受付を終了しました。

◆臨時福祉給付金担当
 (☎042-497-4976)

8月分から児童扶養手当の多子加算額が増額

ひとり親家庭などの方が受給できる児童扶養手当は、制度改正により8月分から、2人以上の対象児童がいる場合の多子加算額が、受給者の所得に応じて決定されるようになります。

□改定後の手当月額 (円)

児童数	新旧	加算額	手当額	
			全部支給	一部支給
2人	旧	5,000	4万7,330	1万4,990～4万7,320
	新	5,000～1万	5万2,330	1万4,990～5万2,310
3人以上(1人ごと)	旧	3,000	5万330	1万7,990～5万320
	新	3,000～6,000	5万8,330	1万7,990～5万8,300

※児童1人の場合は変更なし

◆子育て支援課 ☎(☎042-460-9840)

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届のご提出

現況届は、手当受給者・その配偶者・扶養義務者の前年の所得・養育状況などを確認する書類です。

現在受給している方(所得超過による支給停止の方を含む)へ7月末にお知らせを送付しましたので、窓口で受給者本人が提出してください。

提出がない場合、8月以降の手当が支給停止となる場合があります。

◆児童扶養手当
 申 8月1日(月)～31日(水)

◆特別児童扶養手当
 申 8月8日(月)～31日(水)

※平成23年9月から、認定要領の一部改正により「発達障害」も認定対象となりました。詳細は、お問い合わせください。

◆子育て支援課 ☎(☎042-460-9840)

ひとり親家庭対象 就職と生活安定のための 自立支援プログラム

児童扶養手当の受給者などを対象に母子・父子自立支援プログラム策定員が個別に面接を行い、個々の状況・ニーズに合ったプログラムを策定し、ハローワークなどとの連携の下、細やかな自立・就労支援を行います。

□面接日時
 月・水・金曜日午前10時～午後5時
 ◆子育て支援課 ☎(☎042-460-9840)

暮らし

地区計画の変更図書の縦覧

次の地区計画の変更について告示をしましたので、縦覧します。

●向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画
 ●調保保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画

□縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5階)
 ◆都市計画課 ☎(☎042-438-4050)

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えて、設計図を基に簡易耐震診断をし、指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。

時・場 8月20日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階 ※1人40分程度
対 地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅

※原則、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定 8人(申込順)
申 8月17日(水)までに電話で下記へ
 □相談員 住みよい町をつくる会
 ◆都市計画課 ☎(☎042-438-4051)

募集

市職員募集(平成29年4月1日付採用)

□試験区分 一般事務Ⅲ類(高校卒程度) 栄養士Ⅰ類(大学卒程度)

□試験案内 8月1日(月)から、田無庁舎5階職員課・保谷庁舎1階総合案内・市HPで配布

□申込期間 8月1日(月)～19日(金)
 ※詳細は、試験案内内で必ずご確認ください。
 ◆職員課 ☎(☎042-460-9813)

心身障害者 各種手当・助成制度 ～申請と現況届～

期限後も申請できますが、申請前にさかのぼっての制度適用はありませんので、今回新たに対象になると思われる方は申請してください。

※難病者福祉手当は8月1日から制度が変わりました。受給者の方にはお知らせを送付しましたので、ご確認ください。

◆各種手当・助成制度の申請

●心身障害者医療費助成制度 …9月30日(金)まで
 ●各種手当・助成制度 …8月31日(水)まで(重度手当は11月中)
 ※障害程度・年齢制限など各種要件あり。詳細は、お問い合わせください。

□所得限度額
 ●心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成・難病者福祉手当・重度心身障害者手当

税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者 [※])	
0人	360万4,000円	
1人	398万4,000円	
2人	436万4,000円	
3人	474万4,000円	
4人	512万4,000円	

●特別障害者手当・障害児福祉手当

税法上の扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

◆現況届の提出

下記手当の受給者に現況届を送付しますので、提出してください。

●重度心身障害者手当…8月31日(水)まで
 ●特別障害者手当…9月9日(金)まで

■心身障害者タクシー料金助成の申請

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しい利用券を交付します。※従来の利用券は使えませんので、未使用分は返却してください。

時 7月29日(金)～8月31日(水)
 ※期間以降は、申請した月分からの助成となります。

場 障害福祉課(両庁舎1階)
対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方

持 ●身体障害者手帳または愛の手帳
 ●申請書(対象者に送付済み)
 ●障害者本人の認め印(代理人が申請する場合はその方の認め印も)

■心身障害者自動車燃料費助成の申請

時 8月5日(金)～31日(水)
場 障害福祉課(両庁舎1階) ※郵送可

対 ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方
 ②身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方

持 ●現況届兼請求書(対象者に送付済み)
 ●障害者本人の認め印(代理人が申請する場合はその方の認め印も)

●車検証のコピー
 ●運転免許証のコピー
 ●障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)

●下記請求対象期間内*に給油した際の領収書などの原本
 ※2～7月(この間に新たに認定申請をした方は、認定申請月～7月)

◆障害福祉課 ☎(☎042-438-4035)